



施設内で拾得した一般の方に交付する書面の様式例及び記載例です。

拾得物件預り書 (施設占有者用)

② 物件の交付を受けた日時

受理日時	〇〇年1月6日 13:40頃	整理番号	1
拾得日時	〇〇年1月6日 13:30頃		
拾得場所	松山市南堀端町2-2 〇〇スーパ-〇〇店 1F2番レジ		

物 金	億	千	百	十	万	千	百	十	円	内 訳				
					¥18050	1万円札 1枚	5000円札 1枚	2000円札 枚	1000円札 3枚	500円硬貨 枚	100円硬貨 枚	50円硬貨 枚	10円硬貨 5枚	5円硬貨 枚
物 品	<ul style="list-style-type: none"> 財布 (茶色、ルイヴィトン) キャッシュカード 1枚 クレジットカード 2枚 (エヒメハナコ名義) <p>計4点</p>													

① 物件の種類及び特徴

上記の物件を預かりました。

〇〇年1月6日

愛媛 次郎 殿

③ 施設の名称及び住所並びに施設占有者の氏名を記載 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

施設占有者 施設の名称及び住所並びに施設占有者氏名

松山市南堀端町2-2
 (株)〇〇スーパー〇〇店長 松山 太郎

あなたが提出された物件のうち、(個人情報関連物件)は、遺失物法第35条の規定により、法定の期間が経過しても、所有権を取得できない場合があります。

注1 上記の物件は、警察署において公告後3ヶ月以内に落とし主が判明しないときは、あなたが所有権を取得されますので、引取期間(2ヶ月間)内に警察署においてお引取りください。ただし、拾得の時から24時間以内に物件の交付をされなかった場合、予め所有権を放棄されている場合、個人情報関連物件等については所有権を取得できませんので、注意してください。なお、所有権を取得できる場合の引取期間については、当店から警察署へ届出後、別途警察署より通知があります。

2 所有権を取得し上記の物件を受取る場合、引取期間内にこの預り書と警察署からの通知書を警察署へ持参し、お引取りください。引取期間を経過するとあなたの所有権はなくなりますので注意してください。

3 落とし主が判明したとき、(あなたが落とし主に対して、氏名等連絡先を告知することに同意していたときに限り)あなたは、落とし主から拾得物件の価格の100分の2.5から100分の10の範囲で報労金を受け取る権利があります。ただし、拾得の時から24時間以内に物件の交付をされなかった場合、予め報労金請求権を放棄されている場合等については報労金を取得する権利がありませんので、注意してください。



- 遺失物法第14条(書面の交付)
- 施設占有者は、拾得者の請求があったときは、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。
- ① 物件の種類及び特徴
 - ② 物件の交付を受けた日時
 - ③ 施設の名称及び住所並びに施設占有者の氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

※ 交付する書面は、施設占有者の任意のもので結構です。例えば店舗の名刺を活用してその裏面に所定の上記記載事項を記載してこれを交付する等の便宜な方法をとっても差し支えあ